

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第4回）

日時 令和元年8月26日（月）13：00～14：11

場所 経済産業省 別館2階 238各省庁共用会議室

議題 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討①

（1）積立金の金額水準・単価・頻度・時期

（2）積立金の取戻し条件

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第4回）を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

松本委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

また、本日も、オブザーバーとして、関係業界、関係機関の方々にご参加をいただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員等名簿の配付をもってかえさせていただきますたく存じます。

それでは、これからの議事進行については、若尾座長をお願いいたします。

○若尾座長

本日もお暑いところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

前々回と前回と、太陽光発電事業にかかわるさまざまな立場の関係者への現状ヒアリングといたしまして、太陽光発電事業者、解体・廃棄処理事業者、地方自治体、金融機関、買取義務者からのヒアリングを行いました。今回からは、前回までのヒアリングを踏まえまして、廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する具体的な論点について詳細な検討を進めたいと思っております。

今回はその初回として、議事次第のほうにもございますけれども、（1）積立金の金額水準・単価・頻度・時期、（2）積立金の取戻し条件についてご議論をいただきたいと思っております。

それでは、まず事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1、太陽光発電設備の

廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する資料①でございます。

○若尾座長

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます、傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される場合はご着席をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速、議事のほうに入りたいと思います。

事務局より資料1の説明をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

資料1をごらんください。廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討①でございます。

めくっていただいて、本日の議論は、若尾座長からもご紹介いただきましたように、1番目として、積立ての金額水準・単価・頻度・時期について、後半として、積立金の取戻し条件について、事務局のほうで整理をいたしましたので、ご紹介さしあげます。

めくっていただきまして、まず水準に関するものとして、2ページ目にありますが、太陽光発電設備の廃棄等費用の額に関してアンケート調査を実施いたしました。調査依頼対象としては、全国解体工事業団体連合会、ヒアリングをさせていただいた団体です。加えて、太陽光発電協会のホームページに掲載されているリサイクルが可能な産業廃棄物中間処理業者の一覧に掲載されている企業、そして、廃棄物・3R研究財団の会員の方々です。

なお、ヒアリングさせていただいた全産連に関しては、今回の発注プロセスにあるような解体の元請にならないということもありまして、団体とも協議の上、調査票の送付先とはしないという形とさせていただいて、このような調査依頼対象とさせていただいています。

回答数として、37事業所から回答をいただきまして、この2ページ目の下にあるような工程に沿った質問票を送付しております。

次のページにあるような仕様でアンケート票を出してございまして、3ページ目にあるように、詳細は割愛しますが、件数として99%となっております50キロワット程度の低圧の太陽光発電設備で、基礎の種類については、コンクリート基礎のアルミ製架台と、スクリュー基礎のアルミ製架台の2種類に分けて、廃棄等費用が幾らほどになるのかということについてアンケートをさせていただきました。

アンケート結果が4ページ目になります。調査結果ですが、詳細は割愛しますが、下のほうにある合計にi)、ii)、iii)と書いていますが、コンクリート基礎の場合はキロワット当たり1.4万円、スクリュー基礎の場合はキロワット当たり1.0万円というのが中央値となるというのが

結論でございます。このうち太陽光のパネルと架台を処理をするというものに限定すると、これは中央値で一番下にあるキロワット当たり0.57万円というような結果になっております。

次のページ、5ページ目ですが、こうした調査結果も踏まえた積立水準の考え方を事務局として整理したのが5ページ目です。廃棄等費用の額は個別の案件によって異なるものではありませんが、件数としては50万件以上もある中で、それぞれの廃棄等費用の額を正確に予測することは困難ではないかと考えております。そうした中で、社会コストを最小限にするという一番最初に確認をさせていただいた原則や、公正かつ公平な制度とする観点からは、廃棄等費用の額を一定のカテゴリーに分類して設定することが適切ではないかと考えております。

FIT制度においては、既に調達価格等算定委員会において廃棄等費用として資本費の5%が必要となることを前提に調達価格が決定され、事業計画策定ガイドラインにおいても、算定において想定している資本費の5%以上を1つの目安として定めているということで、事業者においては少なくともこの水準で積み立てておくことが期待されているというふうに認識しております。

3つ目ですが、発電コストの低下に伴って、廃棄等費用が資本費の5%という形だと低下してくると。既に定められた調達価格では最も高かった2012年度、kWh当たり40円ですけれども、そのときの想定金額は1.7万円でございます。最も低くなっている2019年度、kWh当たり14円だとキロワット当たり1.0万円。こういった程度として想定している中で、先ほどご紹介した調査結果によると、標準的な太陽光発電設備にかかる廃棄等費用は、スクリー基礎であれば1.0万円、コンクリート基礎であれば1.4万円、かつ、いわゆるリプレースをするときにする処理として想定される太陽光パネルのみにかかる廃棄等費用は0.57万円だということが判明したという状況です。

処理実績が現実的には今、乏しい中で、こういった調査結果というのがどのようなものなのかということについては留意が必要ではあります。第1回でも確認させていただいたように、コストや廃棄等の最小限化というのは未来志向で考えるという原則に基づいて考えると、今回の調査結果を踏まえれば、調達価格の算定において想定している廃棄等費用の水準によって、実際の費用の相当部分がカバーされるのではないかとというふうに考えております。

次のページに、その上で制度としてどのような水準を積み立てるのかについて、事務局の案を整理いたしました。

まず、既に調達価格が決定されている案件については、まさに既に価格が決定されている2019年度末までの認定については、原則として、算定委が想定する調達価格の算定において想定した廃棄等費用を積み立てるべき額の水準としてはどうかと。今後、調達価格が決定される案件については、今回の調査結果を踏まえると、今後、資本コストが太陽光パネルについてはこれからも

どんどん下がっていくことが想定される中で、このままこれまでどおり資本費の5%というふうに計算したときの絶対額というのはより小さくなっていくと。

他方で、今回の調査結果というのが標準的な中央値で1.0万円だったということについて、これがそれと同じように急速にコストダウンが進むかどうかかわからない中で、これは今後の認定案件については、調達価格等算定委員会において、これまでと同様に資本費の5%と想定するのではなくて、本ワーキングにおける今回提示したアンケート調査、あるいは今回のヒアリング結果なども踏まえて廃棄等費用の額を定めて、それに応じて調達価格も決定するというをお願いしてはどうかというふうに考えております。その上で、そこで算定された廃棄等費用の額を積み立てるべき水準としてはどうかというふうに事務局の案として整理をさせていただきました。

次の事項として、7ページ目、積立ての単価と頻度についてですが、まず積立ての単価については、設備の規模に比例して廃棄等費用というのがかかってくるということが考えられるという意味では、設備容量(kWベース)に応じて定額で積み立てるのが望ましいと考えられます。

一方でヒアリング結果において、小売事業者へのヒアリング結果ですが、買取義務者のシステムは発電量に応じた支払を前提に構築されておりまして、kWベースの積立てというのは多大なシステム改修が必要となると。加えて、発電量が小さく売電収入が小さいときにも定額の積立てを求めるというふうになると、発電事業者の財務状況にも影響してくると。また、実際に積立額に満たないときには差額調整、つまり源泉徴収という形ではない形の調整が必要となってくるなど、いわゆる社会コストがかかるという意味では、kWhベースでの積立てをするということが望ましいというふうに考えられます。

そうしたことで、調達価格において想定している廃棄等費用は、最終的にはkWhベースに換算されていると。通常は設備容量に応じて発電量も増加するといったことも考慮すれば、資金確保の確実性と社会コストの最小限化という2つの原則の両立を図るという観点から、廃棄等費用として積み立てるべき額の水準というのは、積立総額の目安になるようにkWhあたりの単価を設定した上で、最終的にはkWhベースで積み立てるということにはどうかと事務局としては考えております。

また、4つ目は余剰売電をしているときについてですが、これは、自家消費分の発電量というのは源泉徴収的な積立ての対象とはならないんですけども、現状では10キロワット以上の事業太陽光については余剰と全量というのは区別せずに調達価格が設定されているということも考えると、少なくとも既に価格決定している2019年度までの認定案件については、余剰売電についても全量売電と同じ単価を設定することが適当ではないかというふうに考えております。

最後のところですが、積立ての頻度については、源泉徴収的に積み立てるとのことなので、

調達価格の支払、交付金の頻度、これは1カ月に1度というふうに現行やっていますので、これと同じようにするということが社会コストの最小化の観点からは適当ではないかと考えております。

8ページ目は、これまでの資料では一部しか掲載していなかったのですが、改めて2012年度から次年、19年度までの調達価格とその前提となる資本費、その5%で換算されている想定される廃棄等費用総額と、これを単純に想定される設備利用率で換算したときの、20年で回収する場合のkWhの単価と、10年で回収する場合のkWh当たりの単価を、事務局のほうで機械的に整理したものを参考までにつけております。

次のページ、9ページ目ですが、入札案件の積立ての金額の水準でございます。入札というのは2017年度以降に導入されて実施してきておりますが、この調達価格は落札者ごとに供給価格を設定しております。この価格というのは国が算定したというものではなくて、落札者が独自に算定して札入れた価格によって決まってくるという中で、必ずしも調達価格の前提として廃棄等費用が価格にどのように織り込まれたかというのは、入札対象外とは違うような扱いになっているというのが現状ではございますけれども、非入札案件でも廃棄処理というのは同じように行われるということが想定されると考えると、非入札案件で想定されている廃棄等費用を積み立てるというのを積み立てるべき額の目安とすることが適当ではないかと考えております。

こういった中で、社会コストを最小化するという意味で一定のカテゴリー化をして設定をすべきという観点で、事務局の案としては、既に調達価格が決定されているこれまでの入札案件のものについては、当該年度の非入札案件の調達価格の算定において想定してきた廃棄等費用というのを積み立てるべき額の水準としてはどうかとしております。例えば、2018年度の入札案件については、非入札案件である18円の調達価格の算定に想定した金額を使うということでございます。今後、調達価格が決定される案件についても、これは非入札案件と同様に今後の廃棄等費用の金額については、調達価格等算定委員会で改めて設定していただければどうかと考えております。

以降、10ページ目から13ページまでというのは、これまでの入札の結果について参考までにつけておまして、14、15ページ目については、この論点、水準と単価と頻度についてこれまで委員からご発言いただいたものを事務局のほうで議論のために参考までに整理をしたので、説明は割愛させていただきます。

16ページをごらんください。次の論点として、積立ての時期について論点を整理させていただきます。

本制度の趣旨としては放置・不法投棄への懸念に対処するという、この趣旨から鑑みると、論点の1)、できるだけ早期に積立てを開始すべきであると。2つ目として、財務状況への影響の

観点からは可能な限り長期にわたって積み立てるべきというような議論があろうかと思えます。

そういった中で、FIT制度というのは2012年7月から開始している中で、既に稼働済みなものも含めて10キロワット以上の全ての太陽光発電を対象にする。これはこのワーキングの第1回で原則として確認をさせていただいたことですが、これを踏まえると、本制度施行の時期がいつかによりますが、施行前に稼働済みの案件や施行前に認定済みの案件については、施行後に稼働する案件とか認定を受ける案件とは区別をして考える必要があるのではないかというふうに考えております。

ただ、それを区別するに当たっても、3番目として、積立時期は事業計画に影響を及ぼすものであるため、事業者間の負担の公平性に配慮する必要があることと、4つ目として、積立時期が余りにもバリエーションが多くなると制度が複雑化するために、システム面、契約面でコストがかかると。こういったことに加えて、発電事業者にも自分がどのカテゴリーに入るのかということがわかりにくくなることによって、混乱が生じる恐れがあるということにも留意すべきであるというふうに考えております。

この論点については、これまでのワーキングでこういった論点というのを念頭に置きながらだと思えますが、これまで3つほどのカテゴリーの意見がございまして、1つ目としては、調達期間20年であるべく広く積立期間とするというような、広く薄く積み立てるという選択肢を考えると。あるいは、2つ目として、後半10年で積立てを行うべきじゃないかということ。3つ目としては、1つの折衷案のようなものとして、稼働済み案件というのは後半10年で、今後稼働する案件は広く薄く20年というような、2パターンとするのも一案といったご意見がありました。

ちなみに、この後半10年との関係で、「※」印にありますが、後半10年で積立てを一律に実施するという事を考えると、遅くとも、FIT制度施行が2012年7月ですので、施行時期というのは2022年7月には本制度が開始するということが後半10年で積み立てるというふうにやるためには必要だということも、考え方としては考慮する必要があると思えます。

こういった中で、観点としては1) から4) のような観点を提示させていただきましたが、こういった①から③のようなご意見なども踏まえまして、発電事業終了後のより確実な資金確保を可能とするため、どのような積立ての時期を設定するかについて、本日ご議論いただければと思っております。

17ページ目については、今のような論点についてこれまで委員の方々からご意見をいただいたことを整理しております。

以上が、前半の積立て金額水準・単価・頻度・時期についてでございます。

後半、2. として、積立金の取戻し条件について、以下整理しております。19ページ目でご

ざいます。

取戻しについては、外部積立においては、廃棄等処理以外の用途に流用されることを防止するというのを考えますと、事業者の積立金の取戻しには一定の審査を行う必要があると考えております。

流用防止を厳格にしようと思うと、廃棄等処理の実施後にのみ取戻しを認めるということも考え方としてはありますが、実際にこうしてしまうと廃棄処理の実施時に積立金を使用することができないので、借入をしなきゃいけないとか等々、円滑な廃棄処理が妨げられる恐れがあると。そういったことも留意すると、解体事業者との間で例えば契約書が締結されるなど、廃棄処理が確実に実施されると見込まれるエビデンスとなるような資料の提出があった場合に、事前の積立金の取戻しを認めるというようなことがあるべきではないかというふうに考えております。

ただ、この場合についても、実際には支払の時期・方法というのに一定の条件を設定するか、最終的に本当に処理をされたときに事後的に書面提出を求めるなど、あくまで積立金の資金の流用、別の用途への流用を防止するための措置というのも講じるべきではないかというふうに考えております。

20ページ目は、こういったエビデンスに基づく処理を、積立金の取戻しをしている過去の前例ということで、いわゆる廃棄物処理の廃棄物処理場に関する維持管理積立金の取戻しの仕方について、参考までにつけ加えさせていただいております。

21ページ目をごらんください。これは19ページ目の取戻しの条件を前提に、その上で調達期間終了後の事業継続に伴う設備交換、この時に積立金をどう取り扱うかという考え方を整理したものです。これまでのヒアリングでも、太陽光協会の方々とか長峯委員からもご発言があったように、FIT調達期間終了後も長期的に発電事業を継続するというときには、架台及び基礎というのを補修しながら、太陽光パネルとかパワコンを交換して事業を継続することが事業として想定されると。

これは原則でも確認したように、将来的に再投資が行われて、長期安定的に発電事業が行われるということを主力電源化に向けて促していくということと、架台などのリユースによって廃棄処理をする量の最小限化を目指すといった、第1回で確認をした原則を踏まえますと、事業を完全に廃止する場合だけではなくて、事業の継続過程で、少なくともFIT期間終了後の継続過程で発電設備の一部を交換・廃棄するような場合についても、一定の条件のもとで取戻しを認めてよいのではないかというふうに考えております。

例えばFIT期間終了後に発電事業を継続していくというためにパネルを交換するという場合には、積立金の取戻しを認めることで交換前のパネルの適正処理を促して、発電事業の継続を促

すことができるのではないかとこのように考えております。他方で、適切に廃棄処理のための資金を将来にわたって確保するという意味では、積立金は有害物質の観点で特に太陽光パネルの交換等に充てられるべきであるという考え方から、パネル以外の設備の部分的な補修・交換時には積立金の取戻しを認めるべきではないのではないかとこのように事務局の案として整理しております。

なお、新規パネルの交換した後のパネルの廃棄等費用については、発電事業者がFIT卒業後の非FITの事業として事業をやっていくというものですので、この制度の対象外と考えております。ただ、こういった案件についても、非FITの案件も含めて太陽光パネルの適正な廃棄処理をどのようにすべきかについては、環境省とも連携をしながら、引き続き検討する必要があるというふうに考えております。

22ページ目は、その一部を交換することについて、もしそれがご了承いただける、コンセンサスが得られる前提ではありますが、この一部交換の場合どのように積立金を取り扱うかについて整理をしているものです。

発電設備というのは、架台とか基礎というのはコンクリート、アルミで構成されていまして、一方でパネルというのは有害物質が含まれるということで、有害物質が含まれるパネルが最も懸念されているものであることを考えると、太陽光パネルを基準に積立金の管理・取戻しの判断を行うというのが考え方ではないかと考えておまして、パネル全体の適正処理を促すという観点から、全体のパネルに対する廃棄パネル、今回、一部交換とか処理をするに当たって、その全体に対してどれぐらいパネルを廃棄するのかという、例えば下の表では全体に対して半分、50%の廃棄をするということであれば、積立金は最大50%分取戻しをして、それ以上については以降のパネル処理のために積立金は取戻しをさせないというふうにしてはどうかと考えております。他方で、小規模のパネル、例えば1枚だけ交換するとかというようなことにやっていきますと、いわゆる社会コストというか、制度運用のコストがかなり増大してしまいますので、廃棄されるパネルの割合や量というのは一定量を超えるものに限定をするといった制度にすることも必要ではないかと考えております。

いずれにしても、パネル交換による事業の継続を促すという意味でも、FIT制度のもとで設置された当初のパネルが全部交換されたということであれば、これは継続的に架台・基礎というものも修理もしながらやっていくと、使っていくという可能性がかなり高いということもあるので、この架台・基礎の撤去の有無にかかわらず積立金の全額を返還するということが適当ではないかとこのように考えております。

23ページ目については、今、原則について振り返っていますので、改めて第1回のワーキング

で皆さんと共有をした原則について記載をさせていただいております。

最後に、事務局の案として、24ページ目に書かせていただいておりますのは、例えば災害のときなどには原則である排出者がごみ処理をするのではなく、例えば一定の要件のもとで自治体などは太陽光発電設備を処理するということが想定されます。

こういったように、法令の規定に基づいて発電事業者以外の者が廃棄処理をした場合には、費用回収を適切にできるように、この発電事業者以外の、かわって実施した方に積立金を取り戻せるような措置も必要ではないかと考えております。

25ページ目は、取戻し要件についての今まで委員の方々からご意見いただいたものを整理しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答、また、自由討議の時間とさせていただきたいと思います。

まず、(1) 積立金の金額水準・単価・頻度・時期について議論を行いたいと思いますので、ご意見、ご質問のある方はネームプレートをお立てください。順次ご指名させていただきます。よろしく願いいたします。

では、小野田委員お願いいたします。

○小野田委員

どうもありがとうございます。

まず、前半のほうですが、このように具体的な数字を出していただくといろいろ議論はしやすくなるので、どうもありがとうございます。

ただし、前半のほうにアンケート調査をされた結果が出ていますが、こうした数字が一人歩きするのは少し危険だと思っています。資料の後半ではフォローいただいておりますが、結局、このキロワット当たりの金額が合っているか合っていないかというのはおそらくさまざまな意見はあると思いますし、それが、例えば10年後以降のことを正確に予測できるかということ、なかなかできないという議論もあったというご紹介もありましたが、そういう意味で少しご注意いただいたほうがよろしいかなと思います。つまり、この調査結果をもって例えば5%水準で積み立てたときに足りるか足りないかを議論するのは、注意が必要であると思っています。

廃棄等を議論するときにやはり最悪のケースを想定しなければいけません。例えば5%で積み立てて、いざ廃棄しようと思ったときに足りなかったといったときに、「何もしない。」という選択肢を残してはいけないと思います。

今ご説明いただいた最後の24ページ、25ページにも書いてありますけれども、その積立金額が例えば5%でも、ほかの水準だとしても、その前提条件は、発電事業者が排出者責任に基づき、廃棄・リサイクルしなければいけないという前提に立っていないといけないと思います。だからといって、この前半の調査をもっと詳細に行うことを議論にするのではなくて、積み立てた費用が確実に廃棄・リサイクルにまわることを担保することが重要だと思います。25ページにもそのときの議事のことを再掲していただきますが、この原則論のところ、積立ての方法論を中心に議論していくと若干置き去りにされてしまうことをやや懸念しております。この点は、是非、ご注意いただきたいということがまず最初に申し上げたいところです。

とりあえず以上であります。

○若尾座長

ありがとうございました。

事務局から、よろしいでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

それはおっしゃるとおりだと思いますので、第1回のワーキングでも確認をしたように、廃棄等の責任については発電事業者というか、その発注者に、ごみの持ち主である人にあつて、この積立金が足りないときもあれば足りるときも、余ってしまうときもある。いずれにしても、この制度は、資金確保の支援策という位置づけで、第1回の資料にも書いてあるようにやっていると思いますので、その原則については忘れないように、最終的に整理をするときには確認をするようにしたいと思っております。

○若尾座長

では、山下委員、お願いいたします。

○山下委員

事務局の整理、ありがとうございます。

私からは7ページの積立ての単価・頻度のところなんですけれども、この積立ての制度というよりは、その後の公開状況とか指導というところにかかわってくるかと思います。この制度自体は事業者さんがしっかりと積み立てていくという体制なんですけれども、一方でいろんなトラブルを抱えているようなところから見ると、本当に事業者さんはきちんと積み立てているのかというチェックの意味合いもあると思うんですね。そうやってきたときに、今、積立金の非公表の方が結構いらっしゃるんですけれども、非公開かな、そういうものは今後どうなっていくのかですか、kWhベースでたまっていないようなところ、あるいは発電量が低いというところをどういうふうに、何か指導できるのかとか、そのあたりを少しお考えを聞かせていただければと思い

ます。

○若尾座長

事務局、お願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

現状では、廃棄等費用については事業計画策定ガイドラインでまさに義務化をして、個別に事業者の積立状況を公表にすると。ただ、この積立ての金額の水準ということもあって、現状の公表制度の中ではまさに同意をした方々にだけ、積立て自身は義務化なんですけど、積立状況の公表に当たっては同意した方々にだけ、その水準について経済産業省のホームページで公表しているという状況でございます。

その上で、この積立制度は、原則、源泉徴収の外部積立制度というのが導入されたときに、積立状況の公表制度をどうするのかについては、また改めて議論をしていくということではないかとは思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

ご調査のデータをお示しいただき、ありがとうございます。今までの議論の中で余り金額のところイメージできていなかったのが、実際にこのような形で37事業者からとっていただいたということで、非常にイメージがしやすくなったかと思っています。

とはいえというところで、先ほど小野田委員からも提言があったところになりますが、4ページ目のところの試算結果、中央値で見ますと、資本費の5%というところはかなりの根拠があるなというふうにも思いますが、ただ、幅もかなりあると。幅のあるデータでもあるということですので、仮にこのような形で例えば資本費の5%と、制度導入時に仮に決まったとしても、やはり将来のコストですので、今後具体的に撤去が始まってこないコストが見えにくいところもあるかと思しますので、それは継続的にこのようにデータをとっていただくことで、制度がスタートした後も大幅な乖離があるような場合には、見直すことも可能とするような制度設計にさせていただくのはいかがかなというふうに思いました。

コメントだけで失礼いたしますが、よろしくをお願いします。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

はい。

○若尾座長

では、続きまして、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

私のほうからは、ファイナンスをする立場というのも含めてなんですけれども、まず5ページ目にありました点、そのコスト、廃棄費用を最小限に抑えるために未来志向でやっていくというのは、これは同意するところです。現状でもコストの本当に多寡が、将来のコストの多寡がわからないので、ベストゲスでやっていくというのはしようがないことなのかなと思います。

一方で、7ページ目の今度は従前というか、もともとkWベースの固定額で事業者は考えていたはずだと思いますけれども、これを発電量に応じてやっていくということです。これもいろいろシステムの制約等あるとその点もロジックは理解できると思います。我々も実は手元にあるプロジェクトで、kWhベースで直したときに、その積立額に差が出るのかどうかというのも概略をちょっと試算してみたんですけれども、その部分では実はkWhのほうがひょっとしたら多少多くなるようなケースもあり得るといふふうに見えていますので、そういった意味では問題が発生しにくいのではないかといふふうにも考えています。なので結論と言いますか、考え方という、kWhベースでもよろしいのではないかといふふうに考えています。

現状、これは頻度のところまででしたっけ、今コメントは、その後のところは。

○若尾座長

お願いいたします。

○三宅委員

そうですね。例えば、ちょっとわからなかったところ、これは23ページ目の表の積立金は最大50%取戻しという一番左下の表なんですけれども、これって、実際に50%を廃棄しようとするときに、実費が50%積み立てた額よりも大きくかかっちゃっているときでも、そこから取り崩すのは50%よと、残りの差額は自分の手元から出してねと、そういうご趣旨なんですね。よろしいでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

そのとおりで、それを想定して記載させていただいています。

○若尾座長

続きまして大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

いろいろなデータを出していただきまして、ありがとうございました。

今まで小野田委員、井澤委員がおっしゃったように、平均値というのは出ているのですが、やはりこの数字を見ますと結構幅があるというか、特に上のほうを見ますと、かなり多額の費用がかかるというような結果も出ております。これが、本当に、場合によってはこれくらいかかることがあるのか、それとも多めに見積もって出しているのか、ちょっとそこら辺がはっきりしないので、やはりなるべく上振れしないような方向で考えていくということはかなり注意が必要かなというふうに思いました。これが一点です。

それからもう一点は、先ほど公表のお話がありましたけれども、今回のこの制度というのが、周りの自治体ですとか住民が、太陽光パネルの放置・不法投棄への懸念に対して、どういう対策をしているか伝えて信頼につなげる、というところが一番大きいと思います。そう考えますと、やはりこれは安心をしてもらうためにも、今後は公表の方向でいくということが基本としては必要なのではないかと思います。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

この点に関してはいかがですか。よろしいでしょうか。

続きまして、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員

今までのご議論を踏まえて詳細に取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

この取りまとめ内容についてのコメントではございません。今の調査をした結果で廃棄の費用、ある幅があるというようなところのご指摘もあって、将来このあたりも基本的には廃棄の時点での発電事業者の責任で最終的に必要なものを確保する、これはこのように私どもも理解をしております。なので、今から申し上げるのは将来、発電事業者はお金持ちなので何の心配もないということをお願いしたいわけではないんですけども、イメージとして、今ここでご議論いただいた参考資料に大体総額2メガのときには何千万円というような想定、5%であればこういう額になるはずなんだということを参考資料の8ページ目におまとめいただいた、その積立て想定総額と、その事業の最終年、いわゆるファイナンスその他のさまざまなキャッシュフローが一旦、全部終わって、売電の収入が事業者のもとにもし入ってきて、もちろん必要な経費はあるんですけども、とにかくどんと一回入ってくるであろう金額のレベルで申し上げると、例えばこの8ページ目で、2メガワットで3,400万要るよという、12年度の場合は3,400万積み立てるべきという

整理がされるわけですが、そのときの2メガワットで発電をしている事業者の、例えば年間の発電収入がどのくらいあるかというのは、これはケース・バイ・ケースですが、ざっくり例えば7,000万というような、何千万というレベルの発電収入があるはず、適切に保守がされていて、運用されていけばあるはずのものということなので、万が一の不足があったとして、キャッシュフロー上それに対して全く手当ができないというのは大変少ないケースなのではないかと、適切な事業が運営されていけば、それに相応のキャッシュフローも存在しているのではないかと、参考の情報として今申し上げました。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

はい。

○若尾座長

では、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

詳細にまとめていただいて、ありがとうございます。基本的な方向性については全く異存ございません。

まずその上で、積立ての金額水準というところなんですけれども、もともと資本費の5%については、調達価格の中に織り込まれているということだと思いますので、事業者にとっても、その意味で言えば今回の資本費の5%の積立てというところについて特段不利益が生じることもないといえますので、5%という数字は合理的な数字かなと思っているところでございます。かつ、数字、実際のデータとしてもそれなりに未来志向で考えたときに合理的な金額の範囲だということが確認できたと思っているところでございます。

その上で一点、細かいところではあるんですけれども、入札案件についてでございます。一定の категория に分類して設定すること自体は、システムの制約等を踏まえると基本的にはそういう形でやっていかざるを得ないのかなというふうに思っているところではあるものの、実際のところ資本費の5%というところは、調達価格のところではもともと価格の中に織り込まれているので、事業者としても入札にあたって廃棄費用として資本費の5%を勘案するということだと思うんですけれども、入札したときに資本費の5%という考え方が何に対する5%なのかといったところについては、ガイドライン等含めてどういった形で整理されていたのかということ等

を踏まえて考えるべきではないかと思っっているところです。

もともとの17年度の入札であれば、基本的にはその17年度の調達価格の資本費の5%ということをもとに前提として入札に織り込んでいるのであれば、これはまさに今、事務局で整理していただいているような形で全く問題ないと思いますし、そうではなくて実際の入札するコストをベースとしているということ、その中で織り込むことが予定されているということであれば、場合によっては、翌年度の価格とか、そういったところにカテゴライズをして見ていくということも考えられるのではないかと思っった次第でございます。

加えて、2019年度については、まさにこれから後半のところについては今後入札がされるということだと思っしますので、そのときには場合によっては資本費の5%の基準については、どのように考えるかということをおアナウンスをするということで、19年度の入札について予見性を担保するといった方策もご検討いただいてもいいのかなというふうにお考えしているところでございます。

次に、積立ての時期ですけれども、私としては、システム上、基本的に可能であれば、16スライド目のところの3番目ですか、稼働済み案件については後半10年というところで、今後稼働する案件は薄く広く20年と、こういったことをベースにお考えしていくというのが、事業者のキャッシュフローに与える影響等も考えてみると合理的ではないかなというふうにお思っているところでございます。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

1つ目の入札案件のものについては、最終的にどのように整理されたかというのは詳細に確認が必要かもしれないですが、大きな考えとしては、基本的には積立ての金額は、今この各事業者の方々にお願っしているものは、事業計画策定ガイドライン上は、自分たちがかかった資本費の5%相当というのが目安になるのではないかなというふうにお考えられているというのが現状です。なので、まさに積立制度というのが存在しない中では、そこが明確に積立ての水準がどうかというのは当然定義されてないので、ここのワーキングで何らかの方針を決めていく必要があるとお。

だから、1つの目安としては、やはり認定のタイミングと、理屈上は運転開始のタイミングと将来、メンテナンスの仕方によりますが、廃棄のタイミングというのが一定程度相関関係にあるということをお考えますと、過去のものはおさておき、今のお入札案件というか、認定案件は全て運転開始期限というのがついておいますので、その意味では必ずしも翌年度とかというふうにおすること

というのは、多分、稼働のタイミングとか廃棄のタイミングは翌年度になるというような蓋然性があれば、そういうような理屈もあろうかと思いますが、ただ、運転開始と廃棄のタイミングのずれという意味では、一定程度その年に認定したものと入札を通じて認定したものは一致するのではないかという考えのもとで同じ年度のものに、コスト構造は違うんですが、タイミングとしてはそういったもので一定程度そろうのではないかと考えています。ただ、いずれにしてもそれはいろいろ考え方が、コストという意味ではもう少し、次の年も同じぐらいのコスト水準じゃないとか、いろんな考え方があろうと思うんですけども、そこは改めてここで議論をしてコンセンサスをとればなと思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

今、お隣の話聞いていて、先ほどちょっと言い忘れたことを思い出しましたので発言いたします。積立ての時期について3つの方法が出されていて、今、市村委員は3番目というふうにおっしゃったんですけども、これの②のところ「後半10年で積立てを行うべき」という、その細かいことなんですけれども、この「べき」というのはとても気になっていて、16ページの一番上のマルポツにあるように、そもそもは放置・不法投棄への懸念に対処する観点から、できるだけ早期に積立てを開始すべきで、可能な限り長期にわたり積み立てるべきであるということから考えると、たまたま今回実際は積み立てておくべきものが積み立てられていなかったんで、後半10年でせめてという話であって、これを後半10年で積立てを行うべきというのにちょっとひっかかりをもちました。

細かいことなんですけれども、以上です。すみません。

○若尾座長

この表現に関して、いかがですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

すみません。その意味ではちょっと省略をし過ぎているかもしれない。この1)、2)、3)というのは、これまでのワーキングでの発言を簡略化してご紹介しているというもので、その意味では17ページ目の10年というのは、上から5個目のようなもので、社会コストの関係でシンプルにするという意味で、例えば全部一律に後半10年で積み立てることが実務的に望ましいでしたので、「べき」ではなくて、「望ましい」というニュアンスかもしれません。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

市村委員、お願いします。

○市村委員

先ほど梶さんがお話しいただいたところで、なるほどなと思ってお聞きしていたんですけども、そういう意味でいうと、そのタイミングはおっしゃるとおり17年度の入札案件は、17年度の調達価格が適用される案件と同様であると思います。

ただ、資本費の5%については、1年変わると、キロワット当たり0.2万円減っていたり、年度によって変わっていないところも出てきているところなので、時期だけをみるという考え方なのか、それに限られず、入札価格を基準として資本費の5%をみて、一番近似する時期の廃棄費用の積立ての金額とする考え方もあるのではないかと思います。そうすると、17年度の入札案件であったとしても場合によっては翌年度の金額を充てるというのも、あながち不合理な話でもないのかなというふうには思っている次第です。ここはこれからこういった考え方で、1つどう整理していくかだけの問題だと思っていますので。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

はい。

○若尾座長

そのほか、いかがでしょうか。

オブザーバーの方々、もし何かあれば。では、玉田オブザーバー、お願いいたします。

○玉田オブザーバー

ありがとうございます。

まず、資料のご記載につきまして、kWhベースでの積立単価ですとか、あと、積立ての頻度につきまして、システム面での課題についてご配慮いただきまして、どうもありがとうございました。

その上で、結局システム面での一番の課題と申しますか、あるいは、発電事業者様がやっぱり一番ご関心をお持ちになる点でもあると思うんですけども、廃棄費用を控除した結果として、個々の発電事業者様に新たにどういう買取単価が適用されるのかと、これが一番皆さんご関心を

お持ちになるところでもあり、システム上の課題でもあるということなんですけれども。その意味でも、スライドの8にご記載いただきましたように、参考の表なんですけれども、調達価格に応じて積み立てる廃棄費用のkWh単価が定まっているという形ですと、その廃棄費用を控除した後の買取単価のバリエーションも抑えられますし、ひいてはそのシステム面、管理面での負荷も大分抑えられると、こういうことになると思っております。

その意味で、積立ての時期として、スライドの16に幾つかの、これまでの議論についてもご紹介いただいておりますけれども、このスライドの16の4つ目のポチの②、③と、こちらにありますように、積立期間のパターンを10年ないし20年というような形で絞り込んでいただけるということであれば、これは大変ありがたいと、このように思っております。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変熱心なご議論、どうもありがとうございました。

本日の委員の皆様とオブザーバーの皆様からのご意見をまとめさせていただきますと、まず、前半の(1)積立金の金額水準・単価・頻度・時期に関してですけれども、積立ての金額水準につきましては、今後新たに調達価格が決定される2020年度以降の認定案件については、入札案件の扱いを含めて調達価格等算定委員会において定めるということについては、大きなご異論はなかったかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

次に、既に調達価格が決定されている2019年度までの認定案件の積立水準、また、積立ての単価をキロワットベースにするか、kWhベースにするかについては、今後さらに整理を進めていくというご意見だったかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

積立ての頻度については、調達価格の支払いや交付金の交付と同じ頻度にすることで特にご異論なく、これでまとまっていたかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

積立ての時期についてですけれども、早期開始、長く薄い積立て、公平性確保、運用管理コストの抑制といった重要な各要素ができるだけ同時に実現できる方法を引き続き検討していくというご意見であったかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

大変熱心なご議論、どうもありがとうございました。

続きまして、(2)の積立金の取戻し条件について今度のご議論いただきたいと思っております。ご意見、ご質問のある方は、同じくネームプレートをお立ていただければと思います。順次指名をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

結局この制度の対象とするのはF I Tでカバーするところというのが書いてあって、もし旧パネルを新パネルに入れかえるようなことが15年目とかで発生したときに、新パネルのほうも、F I Tを享受する期間が残り5年ぐらいあるとしたときに、その部分は今のところ源泉徴収なり積立てをさせるということでしたか、それとも、そこは対象外なのだというふうになるんですか。

○若尾座長

いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

その意味では、この資料上はその議論は対象外、議論のスコープの対象外にしていて、まずはこの積立制度は放置・不法投棄というかなり長期の話を想定したものであることもあって、F I T期間までに積み立て切った上で、積み立て切った上でのF I T調達期間終了後のところでどのような処理をするのかということ事務局として整理をしております、三宅委員がご指摘いただいた、その上でF I T調達期間中に何らかの形で壊れたときにどう取り扱うのかということについては事務局としては整理をしてないので、改めてそこは議論させていただければと思います。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。オブザーバーの皆様を含めて、もし何かご意見があればよろしくお願いいたします。

山下委員、お願いいたします。

○山下委員

先ほど三宅委員からもありました22ページの件なんですけれども、例えば例では50%廃棄する場合、最大50%取り戻せるという話なのか。例えば1割、2割とか余り低い場合は取戻しはできないですとか、8割、9割きたときに、それも最大8割だとか9割みたいな形で、交換する割合に応じて最大取り戻すのはこれだけと決めるという方針ということではよろしいですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

おっしゃるとおりでして、その交換しているパネルに着目して、パネルの交換する割合に応じて積立金の取戻しできる最大の金額。もちろん、それより少なくて処理が済んだとしたらその実費、基本的には実費弁済で、そこまですけれども、余りにもたくさん金額がかかった場合には、

まだ半分とかまだ8割しか交換してないんだから、8割の金額まで取り戻すということではないかというようなものが事務局の提案です。

その上で、どこをスレッシュホールドにするかですけれども、パネル一、二枚とか本当にすごい少ない数だった場合には、さすがにそれは何度もあるということは処理コストがかかるということもあって、余りにも少ないものについては域値を定めて認めないということにしてはどうかというようなことを、事務局としては整理しているということになります。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。

基本のご整理いただいている内容で違和感はないところです。

実務的に言うと、やはり19スライド目のところで申し上げると、この廃棄処理が確実に実施されると見込まれる資料というところが、まず何を整理するのかというところは結構肝ではないかと思っています。本来的にはマニフェストまで徴収すれば、廃棄されるということの確実性は、担保できるんだと思いますけれども、そうするとお金が後払いということにならざるを得ないと。そうすると積立制度が逆にその廃棄に対するディスインセンティブにもなりかねないというところもあるので、そういう意味で言うと、契約書できちんと確認するというところが1つの方向性かなと思っています。

ただ、実際に適切な廃棄がなされなかったような場合については返金を求める場合もあるといった形で返還も求められる形としておいて、実務的にどこまでワークするかというのはあるんですけども、きちんと廃棄等費用に使われる制度ですよということは、明確化していただいたほうがいいのではないかなと思っています。

最後、24スライドでございますけれども、こういった災害等の場合に発電設備の設置者以外がかわって積立金を取り戻せるような仕組み、これは非常に重要ではないかと思っています。

これは今回の議論の射程ではないと思っておりますが、事業者が仮にいなくなってしまうときに、これは災害等に限らずということになると思うんですけども、かわりに自治体、廃棄物であれば廃掃法の世界だと思いますけれども、代執行すると、その費用についてはここから支弁することができるというような仕組みづくりというのは、これは環境省さんと連携をしてといったことになろうかと思っておりますけれども、重要とは思っているところでございます。

あと、すみません、最後ですけれども、三宅委員から先ほどあったものとも少し関連しますが、

先ほどおっしゃっていただいたような場合もそうですし、例えばリユースをしたような場合、その場合の廃棄等費用の積立てはこういった形になるのか、事業者に返還されるということなのかというところ、そういったところも、今後整理をする必要もあるのかなと考えた次第です。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

これに関してはよろしいですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

2つ目の論点のところは、まさに法令の規定に基づき発電事業者以外がという、この「法令に基づき」がどこまでの範囲であることが適切かというのは、環境省とも相談しながら技術的に検討していきたいと思います。

○若尾座長

では、井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

井澤でございます。19ページ目になりますが、市村委員と同じですけれども、なかなか実務的にはマニフェストまでは難しいと思いますし、ここまで積立てに、当初スタート時には想定していなかった源泉徴収という考え方、仕組みが導入されるということに、それに協力していただいている以上、やはり実際にキャッシュアウトの前に取り崩しを認めるというのは当然なのではないかなというふうに思います。そういう意味で、どこまでの資料で確認するかというと、偽造されれば契約書も、キャッシュアウトですら偽造すればどこまで真実なのかというのは確認しづらいところではありますが、例えば本当に危なっかしいということであれば、実際にサンプリングかもしれません、チェックするかもしれません。そのときには不正であれば当然ペナルティーで払戻ししてもらいますというような少し牽制をしておくというのは、もしかしたらあるかもしれないと思いました。

もう一つ、22ページ目のパネルの基準で取戻しを認めるというところの考え方については、非常にわかりやすい考え方ではないかなというふうに思いました。今回スタートという、導入時ということでこのようなFIT法があり、このような検討がなされるという理解ですけれども、今後やはり20年ではなくて、ずっと太陽光が継続していくというのがあるべき姿だと思いますので、そういったことを前提にこのようなパネル基準でと、1枚、2枚というような少量であれば、それは累積した段階で、一定量に達した段階で取り崩しを認めるというような、社会的なコストも考慮した上で簡便的な処理も当然必要だと思いますけれども、このような形が非常にわかりやす

くて、また、太陽光のビジネスが継続するということにもつながるのではないかなというふうに思います。

以上、意見ですが、よろしく願いいたします。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

今の井澤委員の発言にも通じることで質問させていただきます。22ページのところで、基本的にこの考えでいいと思うのですが、現実、例えばもう既に発電中のパネルで1枚、2枚というふうに取り替えたり廃棄しなければいけないものというのが出てきていると思うのですが、現実としてそういう廃棄されるものは、誰がどこで保管しているのかが、もしわかるのであれば、現状どうなのかというのをぜひ教えていただきたいなと思ったんですが。

○若尾座長

では、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員

今でもいわゆる破損する、その他で廃棄は発生しております。そういう意味では、数量は大変限られた数量で、あらゆるケースがこうなっていますというふうにご説明するのは余り簡単ではないんですけども、よくありますのは、やはり当然のことながらその地域での産業廃棄物の取扱いなどのところをまずコンタクトし始めまして、当然まだ建設中であれば建設をしている事業者が自分の産廃として、既に運用開始後であれば発電事業者が、実際にはそのオペレーションをお任せしているような会社を実施するかもわからないですが、産業廃棄物の取扱いの業者との相談の中で、ただいま現在は今ここで議論されているように多分お金がかかる状態で、いわゆるキロワット単価というような考え方で大変少量なものを運んだり取り扱ったりということなので、若干お金はかかりますが総額としては大変小さな、キロワット単価は高いけれども、総額は小さいお金を使いながら、産業廃棄物の事業者とご相談をして、どこにどう運んでどう処理するかというのを、実際の事業の中で対応されているというふうに伺っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、ご質問、ご意見を、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員

そういう意味で、長期安定稼働へ向けた取組ということに対するご配慮を大変いただいた取戻しの考え方をご提案いただいているというふうに理解しました。大変ありがとうございます。事業者としては何よりその長期安定へ向けたスムーズな流れができるというのが一番ありがたく存じます。

その中で取戻しというところで、万が一にも、いわゆるもらったけれども適切に処理しなくていいというような事例が起きないようにやっていきたいと思いますが、万が一にも起きないようにですね。そういう意味で、必要な書面などが定まれば、しっかりとそういったものを準備して、制度が確実に回るように事業者としては取り組みたいと考えてございます。

特に、地域に対してちゃんとやっていますということをお示しするのが案外難しいというような、大変遠い将来のことでありますので、ただいま現在こういうふうに努力していますと言っても、本当にあなたは来年も再来年も健康ですかと言われて答えにくいというようなこともございますので、そういう意味ではしっかりとした制度になって、ある意味、大変外に対する説明もクリアになるというようなことで、うまく回るように取り組みたいと考えております。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

先ほどの発言をこちらの資料に対して述べるだけなので、繰り返しをご容赦ください。他の先生方がおっしゃっていることと大きく変わらない話なのですが、例えば24ページのように、災害の際に、発電事業者以外が処理しなければいけないというケースは大いにあり得ると思います。例えばこのガイドラインだけの文章を見ると、災害廃棄物は自治体がやるものだというように読めてしまいます。しかし、それはそうではなくて、原則、発電事業者がやるべきものを代執行という形で行政がやるという意味なので、発電事業者あるいはFIT認定事業者が、責務として廃棄費用等を負担しなければいけないという原則を、誰が見てもわかるような形で整理していただきたいと申し上げた次第です。

以上、コメントでございます。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。そのほかはよろしいですか。

もし環境省のほうから何かご意見、コメントございましたら、お願いしてよろしいでしょうか。

○佐川オブザーバー

今のところで「環境省と連携して」ということで書いていただいていますので、引き続きそこはコミュニケーションをとっていきながら一緒に検討できればと思っております。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

そのほかはよろしいですか。

熱心なご議論、どうもありがとうございました。

ただいま皆様のほうからいただいたご意見をまとめさせていただきます。積立金の取戻し条件に関してですけれども、取戻しについては、まず廃棄処理が確実に実施されると見込まれる資料の提出を求めることや、積立金の流用を防止するための措置をあわせて講じることにしては、大きなご異論はなかったかと思えます。

FIT調達期間終了後も発電事業を継続する際には、事業を完全に廃止する場合だけでなく、事業の継続過程で太陽光発電設備の一部を交換・廃棄するような場合にも、適切な条件のもとであれば積立金の払戻しを認めること、また、法令の規定に基づき発電事業者以外の者が廃棄処理を実施した場合に、かわりに積立金を取り戻せるように措置をすることについても大きなご異論はなかったかと思えますが、よろしいでしょうか。

太陽光発電設備の一部を交換・廃棄する場合に取戻しを認める具体的な条件については、今回いろいろいただいたご意見を整理した上で、改めてご議論をいただくということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、大変有意義なコメントを多数いただきまして、どうもありがとうございます。本日の議論はここまでとさせていただきます。

次回につきましても、本日に引き続いて、廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する具体的な論点について、詳細な検討を進めたいと思います。

次回以降の開催について、事務局のほうからお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループについては、また日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

○若尾座長

それでは、これをもちまして本日のワーキンググループ第4回を閉会といたします。

本日は、ご多忙のところ長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

—了—